

## 石川県耐震診断等評定委員会設置規程

### (設置)

第1条 既存建築物の耐震性能調査評定業務を実施するため、一般社団法人石川県建築士事務所協会（以下「本協会」という。）に耐震診断等評定委員会を設置する。

2 前項の委員会の名称は「石川県耐震診断等評定委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### (評定事項及び方法)

第2条 委員会は、耐震性能調査の結果について技術的の審査し、調査判定内容の適否を評定するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び構造実務経験者で構成する。ただし、学識経験者は4名以上とする。

3 委員は、石川県耐震診断等評定委員会運営協議会の承認を得て、本協会会長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 委員は、その任期が満了するまでの間、引続きその任務を行う。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は委員会を統括し、第2条の規定による評定結果を本協会会長に報告するものとする。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員会)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、2名以上の学識経験者を含む5名以上の委員で開催する。

### (表決)

第7条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

### (委員の除斥)

第8条 委員は、自己または3親等以内の親族の利害関係のある耐震性能評定案件については、その議事に加わることができない。

### (運営協議会の設置)

第9条 委員会の運営に関して、次の事項を検討するために「運営協議会」を設置する。

- 一 評定委員の選出について
- 二 手数料の改定について
- 三 評定に関する重要事項について

2 運営協議会は、次の団体で構成する。

- 一 石川県土木部
- 二 金沢市
- 三 一般社団法人石川県建設業協会
- 四 一般社団法人石川県建築設計監理協会
- 五 一般社団法人石川県建築士事務所協会

3 運営協議会は本協会会長が招集し、本協会会長が議長となる。

4 本協会の会長は、必要に応じて評定委員会の運営について、運営協議会の意見を聞くことができる。  
(事務局)

第10条 委員会の事務は、本協会の事務局が処理する。

(その他)

第11条 前条までに定めるものの他、委員会の構成、運営等に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規定は、平成11年度通常総会において議決された本協会定款変更について、県知事の認可を受けた日から施行する。
- 2 この規定は、平成15年6月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成17年6月6日から施行する。
- 4 この規定は、平成22年6月3日から施行する。
- 5 この規定は、平成25年6月3日から施行する。
- 6 この規定は、平成26年7月8日から施行する。
- 7 この規定は、令和 3年3月24日から施行する。